



◆制度改正に伴う介護保険料についての変更点

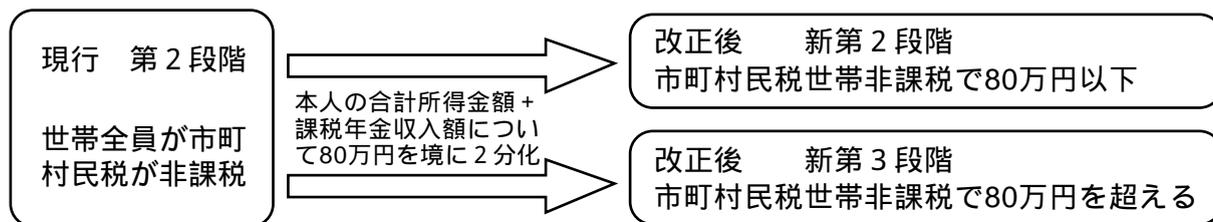
介護保険法の一部が改正され、平成18年4月から、これに伴う新たな介護保険制度が施行されます。今回は、この制度改正に伴う介護保険料についての変更点を紹介します。

●保険料率の設定方法の見直し

65歳以上の介護保険料は、市町村の介護サービスの費用がまかなえるように算出された基準額（大崎町においては、現在、4,500円/月額）を基にして、その人の世帯の課税状況によって、1～5段階で納めていただいております。今回の制度改正では、低所得の人に対してさらにきめ細かく負担能力に配慮した保険料設定ができるようになり、現行の第2段階を細分化して「新第2段階」と「新第3段階」に分けられました。

◆◆新第2段階の対象者の要件（以下の条件をすべて満たすこと）◆◆

- ・世帯全員が市町村民税非課税者
- ・本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下



●特別徴収の方法の見直し

特別徴収とは、年金から天引きして介護保険料を納める方法です。現在、特別徴収となっている人は高齢・退職年金の支給額が年間18万円を超える人になります。

◆◆特別徴収の対象となる年金が拡大◆◆

年金から天引きする特別徴収の対象となる年金が、老齢基礎年金をはじめとする老齢退職年金だけでなく、遺族年金や障害年金まで拡大することになります。



◆◆年金支給額の把握時期、回数の変更◆◆

利用者の利便性を考え、当該年の年金支給額の把握時期を年1回（当該年の4月1日）から複数回に増やす予定もあります。

●介護保険被保険者証（ピンク色）についてのお知らせ

介護保険被保険者証で有効期限（平成18年3月31日）が印字されたものをお持ちの方は、今回の法改正に伴い、有効期限の欄が撤廃されましたので、有効期限が過ぎても引続き被保険者であることの証となります。つきましては、**保険証の再発行は特にいたしませんので、そのままお持ちください。**

この介護保険被保険者証を持っている人は、65歳以上の全ての人と、40歳～64歳の医療保険の加入者で要介護認定を受けたことのある人です。

※要介護認定の有効期限のことではありませんので、お間違いのないようお願いします。